

平成29年度静岡市非常勤嘱託職員（飼育員）選考試験案内

《平成30年度採用》

1 職種・受験資格・採用予定人員

職 種	受 験 資 格	採用予定人員
飼育員	次の①、②のうちいずれかの要件を満たす者 ① 高等学校卒業以上の者で、大学や専門学校等で動物に関する専門課程を修了した者又は平成30年3月に修了見込みの者 ② 動物の「展示」に関して、平成30年3月末時点で半年以上の実務経験がある者	若干名

※次に該当する者は受験できません。

地方公務員法第16条に該当する者（別記参照。ただし、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）

2 職務内容、勤務条件等

(1) 勤務場所

静岡市立日本平動物園

(2) 職務内容

動物の飼育、展示等の職務

(3) 勤務時間等

原則として、週4日勤務 午前8時30分～午後5時15分（週31時間勤務）

(4) 休日等

4週間を通じて12日（内週休日8日、勤務を要しない日4日）及び国民の祝日、並びに12月29日から翌年1月3日までの日

(5) 報酬月額

122,900円（金額は平成29年度基準であり、変動する可能性有）

※通勤手当及び期末手当相当の付加報酬は、市基準に基づき別途支給

3 試験の日時・会場・内容

日時・会場	平成30年 1月17日（水） 9時00分～ （予備日：平成30年 1月18日（木） 9時00分～） ※受験者の人数により、面接開始時間が前後する場合があります。 ※各自の集合時間、会場は別途通知します。
内 容	面接試験

4 申込受付期間及び申込手続

申込受付期間	平成29年11月24日（金）～ 平成29年12月28日（木）まで 持参の場合、受付は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日可）
提出書類	① 静岡市非常勤嘱託職員（飼育員）選考試験申込書（指定用紙） 1通 ② 面接シート（指定用紙） 1通 ③ 小論文 題名「日本平動物園で私がやりたいこと」 600字以上800字以内 （申込書添付の原稿用紙、又は、市販の400字詰め原稿用紙使用） ※自分の得意分野や技術及び経験を活かし、簡潔にまとめてください。小論文は、 合否判断の加点要素とします。 ④ 証明書 1通 ※受験資格要件①の人においては成績証明書及び修了見込み証明書を提出 （<u>卒業証書の写しは不可</u>。卒業証明書等で履修科目を確認できる学校発行の証明 書類の原本を送付してください。なお、書類の返却はできませんので、御留意 ください。） ※受験資格要件②の人においては「動物取扱業（展示）従事証明書」 （規定の様式でお送りください。） ⑤ 受験票等返信用封筒（封筒サイズ：長形3号 23.5cm×12cm） 2通 ※⑤の封筒は、2通とも82円切手を貼り、受験者本人に通知が届くように 郵便番号、住所及び氏名を明記してください。
申込方法	日本平動物園 管理事務所へ持参又は郵送により提出してください。 （郵送の場合、 <u>平成29年12月28日当日必着</u> ） ※提出された書類は返却しません。

5 受験票の発送 平成30年1月9日頃に発送予定です。

（試験日の2日前までに到着しない場合は、日本平動物園までお問い合わせください。）

6 合格発表 合否に関わらず平成30年2月上旬に通知します。

7 採用時期 合格者は、平成30年4月1日付け採用予定です。

8 任用期間 平成31年3月31日まで

※ 勤務成績が良好な場合に限り、再度任用することがあります。ただし、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

※ 再度任用した場合の最長任用期間は、公募の選考により採用された日から5年です。

9 お問い合わせ・書類提出先

〒422-8005 静岡市駿河区池田1767番地の6 静岡市立日本平動物園

電話 054-262-3251 FAX 054-262-3489

※試験の申込み後に、受験することができなくなったり、受験をやめる場合は、すみやかに連絡してください。

（別記）地方公務員法（抜粋）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

（1）成年被後見人又は被保佐人

（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（3）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（4）省略

（5）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者